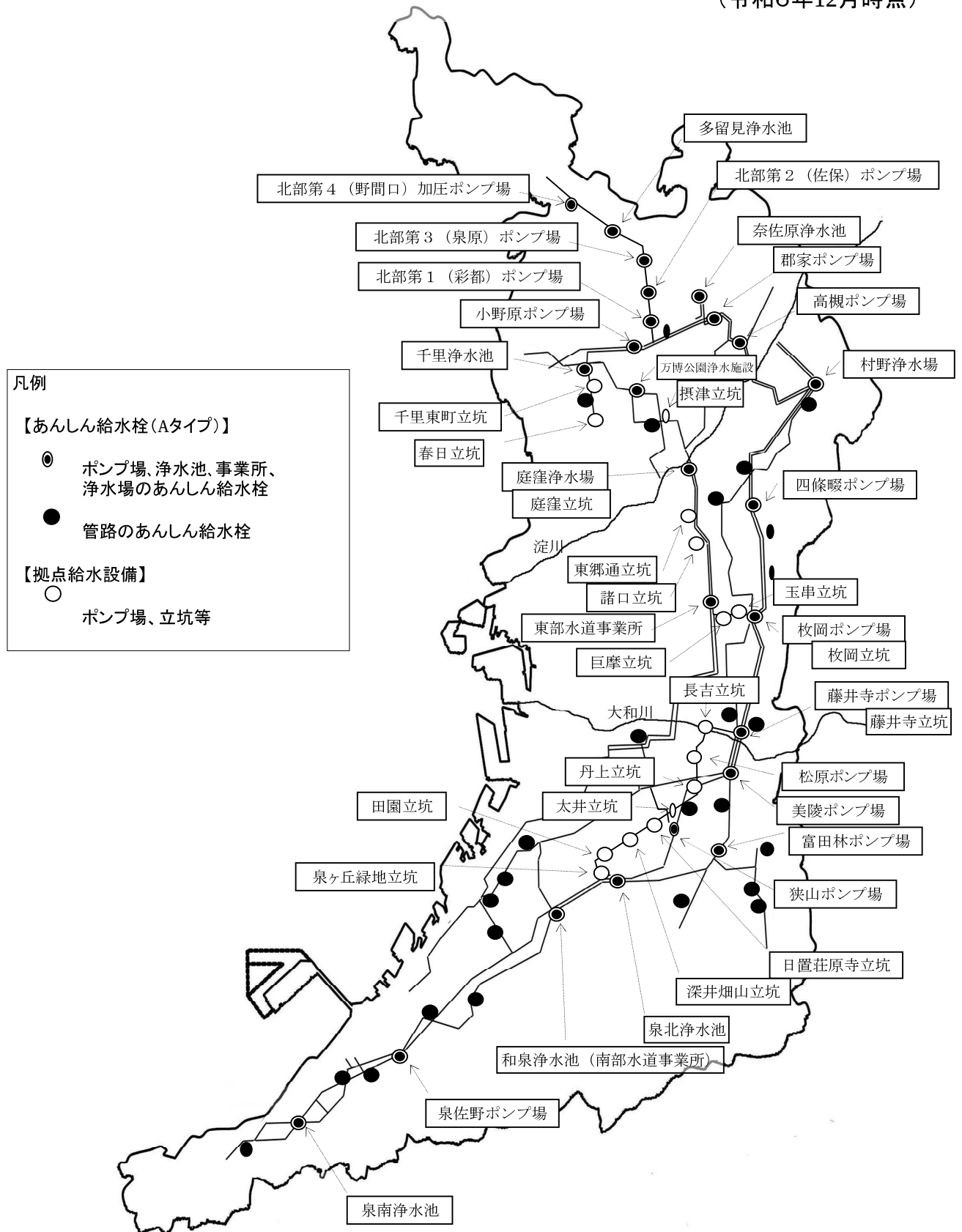


大阪広域水道企業団系統図及びあんしん給水栓等位置図

(令和6年12月時点)



(注意)あんしん給水栓 : 大阪広域水道企業団が送水していない場合に使用できる箇所のみ掲載

あんしん給水栓・拠点給水設備 一覧表

【施設】

	名 称	タイプ		設置場所	所 管	電話番号	備 考
北部管内	多留見浄水池	あんしん給水栓	A	豊能郡豊能町木代12-4	北部水道事業所	06-6875-2101	
	北部第4(野間口)加圧ポンプ場	あんしん給水栓	A	豊能郡豊能町野間口146-5	〃	〃	
	千里東町立坑	拠点給水設備	A	豊中市新千里東町2丁目	〃	〃	
	千里浄水池	あんしん給水栓	A	箕面市船場東3丁目14-1	〃	〃	
	小野原ポンプ場	あんしん給水栓	A	箕面市粟生新家3丁目2	〃	〃	
	万博公園浄水施設	あんしん給水栓	A	吹田市千里万博公園5-3	万博公園浄水施設	06-6878-5544	
	春日立坑	拠点給水設備	A	吹田市千里山竹園2丁目	北部水道事業所	06-6875-2101	
	北部第1(彩都)ポンプ場	あんしん給水栓	A	茨木市彩都あさぎ4丁目-1	〃	〃	
	北部第2(佐保)ポンプ場	あんしん給水栓	A	茨木市佐保1124	〃	〃	
	北部第3(泉原)ポンプ場	あんしん給水栓	A	茨木市大字泉原141-3	〃	〃	
	奈佐原浄水池	あんしん給水栓	A	高槻市奈佐原3丁目5-10	〃	〃	
	高槻ポンプ場	あんしん給水栓	A	高槻市堤町2-1	〃	〃	
	郡家ポンプ場	あんしん給水栓	A	高槻市郡家新町42-2	〃	〃	
	摂津立坑	拠点給水設備	A	摂津市三島2丁目	〃	〃	
東部管内	村野浄水場(階層系・平面系)	あんしん給水栓	A	枚方市村野高見台7-2	村野浄水場	072-840-5266	
	四條畷ポンプ場	あんしん給水栓	A	四條畷市美田町6-1	東部水道事業所	06-6725-0081	
	枚岡ポンプ場	あんしん給水栓	A	東大阪市若草町8-25	〃	〃	
	東部水道事業所	あんしん給水栓	A	東大阪市下小阪4丁目1-27	〃	〃	
	巨摩立坑	拠点給水設備	A	東大阪市若江西新町3丁目	〃	〃	
	玉串立坑	拠点給水設備	A	東大阪市玉串西2丁目	〃	〃	
	枚岡立坑	拠点給水設備	A	東大阪市若草町8-25	〃	〃	
	庭窪浄水場	あんしん給水栓	A	守口市大庭町2-30-18	庭窪浄水場	06-6908-1951	
	庭窪立坑	拠点給水設備	A	〃	東部水道事業所	06-6725-0081	
	東郷通立坑	拠点給水設備	A	守口市東郷通1丁目	〃	〃	
	諸口立坑	拠点給水設備	A	大阪市鶴見区諸口5丁目	〃	〃	
	長吉立坑	拠点給水設備	A	大阪市平野区长吉川辺3丁目	〃	〃	
	藤井寺ポンプ場	あんしん給水栓	A	藤井寺市川北1丁目	〃	〃	東部・南部共通
	藤井寺立坑	拠点給水設備	A	藤井寺市川北1丁目	〃	〃	東部・南部共通
南部管内	美陵ポンプ場	あんしん給水栓	A	藤井寺市野中1丁目110	南部水道事業所	0725-57-2181	
	松原ポンプ場	拠点給水設備	A	松原市上田6丁目240-2	〃	〃	
	富田林ポンプ場	あんしん給水栓	A	富田林市中野町西1丁目	〃	〃	
	狭山ポンプ場	あんしん給水栓	A	大阪狭山市東野東1丁目32-1	〃	〃	
	泉北浄水池	あんしん給水栓	A	堺市南区晴美台1丁2	〃	〃	
	丹上立坑	拠点給水設備	A	堺市美原区丹上209-1	〃	〃	
	太井立坑	拠点給水設備	A	堺市美原区太井491-7	〃	〃	
	日置荘原寺立坑	拠点給水設備	A	堺市東区日置荘原寺町239-3	〃	〃	
	深井畑山立坑	拠点給水設備	A	堺市中区深井畑山町112-1	〃	〃	
	田園立坑	拠点給水設備	A	堺市中区田園881-1	〃	〃	
	泉ヶ丘緑地立坑	拠点給水設備	A	堺市中区上之2124	〃	〃	
	和泉浄水池(南部水道事業所)	あんしん給水栓	A	和泉市伏屋町5丁目7-10	〃	〃	
	泉佐野ポンプ場	あんしん給水栓	A	泉佐野市日根野2413	〃	〃	
	泉南浄水池	あんしん給水栓	A	阪南市桑畑551-12	〃	〃	

※施設に設置されるあんしん給水栓・拠点給水設備の利用については、職員の立ち合いが必要。

【送水管路】

	名 称	タイプ		設置場所	所 管	電話番号	備 考
北 部 管 内	5抔千里幹線(φ1350)A－13	あんしん給水栓	A	豊中市新千里東町2丁目地内	北部水道事業所	06－6875－2101	
	5抔北部幹線(φ1600)A－66－1	あんしん給水栓	A	茨木市西太田町37地内	〃	〃	
	3抔山田幹線(φ700)A－28	あんしん給水栓	A	摂津市三島3丁目地内	〃	〃	
東 部 管 内	4抔南部幹線(φ1200)A－9	あんしん給水栓	A	交野市梅ヶ枝43地内	東部水道事業所	06－6725－0081	
	6抔南部幹線(φ2200)A－52	あんしん給水栓	A	門真市上馬伏地内	〃	〃	
	5抔南部幹線(φ1200)A－42－1	あんしん給水栓	A	寝屋川市高宮新町地内	〃	〃	4抔・5抔連絡管
	4抔南部幹線(φ1200)A－74	あんしん給水栓	A	大東市西楠の里町地内	〃	〃	
	5抔南部幹線(φ1800)A－86	あんしん給水栓	A	東大阪市中石切町7丁目地内	〃	〃	
	6抔南部幹線(φ1500)A－34	あんしん給水栓	A	八尾市東弓削3丁目地内	〃	〃	5抔・6抔連絡管
	4抔南部幹線(φ1100)A－172	あんしん給水栓	A	柏原市本郷5丁目地内	〃	〃	
南 部 管 内	6抔南部幹線(φ1800)A－17－1	あんしん給水栓	A	羽曳野市西浦地内	南部水道事業所	0725－57－2181	
	河内長野支管(φ700)A－10－1	あんしん給水栓	A	富田林市錦織地内	〃	〃	
	5抔南部幹線(φ1500)A－33	あんしん給水栓	A	堺市美原区多治井地内	〃	〃	
	2抔南部幹線(φ800)A－15	あんしん給水栓	A	松原市天美我堂5丁目地内	〃	〃	
	河南送水管(φ500)A－16	あんしん給水栓	A	南河内郡河南町山城地内	〃	〃	
	河南送水管(φ300)A－4	あんしん給水栓	A	南河内郡太子町太子地内	〃	〃	
	河南送水管(φ300)A－30	あんしん給水栓	A	南河内郡河南町中地内	〃	〃	
	4抔南部幹線(φ700)A－88	あんしん給水栓	A	高石市西取石5丁目地内	〃	〃	
	4抔南部幹線(φ600)A－102	あんしん給水栓	A	泉大津市豊中町1丁目地内	〃	〃	
	4抔南部幹線(φ600)A－110	あんしん給水栓	A	泉北郡忠岡町北出2丁目地内	〃	〃	
	岸和田連絡管(φ800)A－13	あんしん給水栓	A	岸和田市今木町地内	〃	〃	
	7抔南部幹線(φ300)A－2	あんしん給水栓	A	貝塚市名越地内	〃	〃	
	5抔南部幹線(φ900)A－188	あんしん給水栓	A	泉南郡熊取町大久保中1丁目地内	〃	〃	
	7抔南部幹線(φ700)A－36	あんしん給水栓	A	泉南市新家地内	〃	〃	
	5抔南部幹線(φ700)A－217	あんしん給水栓	A	泉佐野市長滝地内	〃	〃	
	5抔南部幹線(φ500)A－270	あんしん給水栓	A	阪南市箱作地内	〃	〃	

※送水管路に設置されるあんしん給水栓の利用については、職員の立ち合いは不要。

(1)車両

番号	事業体名	車 両															
		給水車(加圧・有)				給水車(加圧・無)				トラック		クレーン車		バックホウ		その他	
		容量(t)	保有数量	初期応援 可能数	備 考	容量(t)	保有数量	初期応援 可能数	備 考	保有数量	初期応援 可能数	保有数量	初期応援 可能数	保有数量	初期応援 可能数	保有数量	初期応援 可能数
1	大阪市	1.80	1	発災時調整						14	発災時調整						
		2.0	7	発災時調整													
		3.3	3	発災時調整													
		3.5	3	発災時調整													
		4.0	2	発災時調整													
2	豊能地域(企)	2.0	1	1		0.6	1	1									
3	池田市	2.0	1	1					7	1							
4	箕面市								0	0					1	1	2tダンプ車
5	豊中市	1.7	2	1					10	2			1	0	4	1	3tダンプ車
6	吹田市	2.0	2	1					4	2							
7	摂津市	1.8	1	1									2		5		軽トラック
															3		ダンプ
8	茨木市	1.7	1	1					4	0	1	0	1	0	21	0	
		3.0	1	1					3	0					18	0	軽バン
															1	0	軽ダンプ
9	高槻市														1	0	軽特種作業車
															2	0	小型ダンプ2t
															1	0	普通ダンプ3t
															2	0	普通特種作業車
10	島本町								1	1					6	1	
11	枚方市	2.0	2	1	軽油				12	5	2	1	2.0	1	1	0	2tダンプ車
		1.6	1	1	軽油												
12	寝屋川市	2.0	1	1					1	1					1	1	1tパトロール車
13	守口市	1.7	1	1					2	0							
14	門真市	2.0	1	1					1	1							
15	交野市	2.0	1	1					1(1.0t)	0					2	0	2tダンプ車
16	四條畷(企)								1	0							
17	大東市	1.8	1	1					1	1							
18	東大阪市	2.0	1	0					1(1.5t)	0					1	0	電源車(出力200kVA)

[illegible]

(2)給水容器

番号	事業体名	給 水 容 器											
		給水タンク(車載型)				給水タンク(設置型)※組立式・バルーン型含				ポリ容器			
		容量(t)	保有数量	初期応援 可能数	備 考	容量(t)	保有数量	初期応援 可能数	備 考	容量(Q)	保有数量	初期応援 可能数	備 考
1	大阪市	2.0	195	奈良時調整		4.0	304	奈良時調整		10.0	99,376	奈良時調整	
		0.35	55	奈良時調整		1.0	4	奈良時調整					
2	豊能地域(企)	2.0	2	1		1.0	7	1		20.0	36	18	背負い式
3	池田市	1.0	2	0		1.0	4			20.0	2,787	1,394	1,500
		1.5	2	1									
4	箕面市	0.5	1			2.0	2	1バルーン		20.0	549	50	背負い式
		1.0	3	1									
		1.5	1	0									
		2.0	1										
5	豊中市	1.0	3	0		1.0	22	1組立式					
6	吹田市	1.0	8	0		1.0	10	0非常用貯水槽		10.0	1,025	0ポリタンク	背負い式
		2.0	3	0		2.0	10	0非常用貯水槽					
						5.7	3	0非常用貯水槽					
						1.0	37	0非常用貯水槽(組立式)					
7	摂津市	1.5	2	1		1.0	14	1		2.0	410	20	900
		1.0	3										
8	茨木市	0.5	1	1						10.0	90	30	2,000
		1.0	2	2									
		1.5	2	0									
		2.0	4	4									
		1.5	5	1		1.0	3	0		10.0	415	100	3,000
9	高槻市	1.0	2	0									
		0.5	2	0									
10	島本町	2.0	1	-		1.0	3	-					
		0.3	1	1		0.5	3	1					
11	枚方市	1.0	3	1アルミ製		1.0	10	5樹脂製		10.0	211	100	25,000
						1.0	3	1給水バルーン		20.0	20	10	
12	篠屋川市	2.0	2	1		1.0	20	5給水コンテナ					背負い式
						2.0	10	5バルーン		18.0	40	20	1,3002way
													手持ち式
13	守口市	2.0	1			1.0	16			20.0	480		1,900背負い式

番号	事業体名	給 水 容 器																
		給水タンク(車載型)				給水タンク(設置型)※組立式・バルーン型含				ポリ容器				給水袋				
		容量(t)	保有数量	初期応援 可能数	備 考	容量(t)	保有数量	初期応援 可能数	備 考	容量(t)	保有数量	初期応援 可能数	備 考	容量(t)	保有数量	初期応援 可能数	備 考	
						0.5	3			10.0	240							
14	門真市	1.0	2	2	運搬には車両の手 配が必要	2.0	3	3	バルーン	20.0	198	198		6.0	13,180	13,180		
						1.0	23	23	組立式タンク									
15	交野市	1.0	4	2		1.0	4	2		20.0	5	5		6.0	5,720	2,500	背負い式	
						0.8	5	2										
16	四條畷(企)	1.5	1	1						10.0	130	0		6.0	5,600	2,800		
		1.0	2	1														
17	大東市	1.0	4	4		1.0	22	2		20.0	270	270		6.0	15,000	15,000		
		1.5	1	1														
		2.0	1	1														
		1.0	4	2		2.0	1	0	バルーン	20.0	4,628	500		6.0	11,400	1,100	背負い式	
18	東大阪市	0.5	3	0		1.0	6	0	バルーン	10.0	4,802	500		3.0	12,811	1,200		
											7.0	10,538	1,000	ジャバラ式				
											5.0	10,000	1,000					
19	八尾市	1.5	3	1		1.0	4	1		20.0	333	130		10.0	1,600	600		
		1.0	2	0						15.0	55	20		6.0	6,970	2,300		
		1.0	2	0	サミットローリータン ク					12.0	6	0		4.0	2,230	800		
		0.5	6	2	サミットローリータン ク					4.0	19	0		3.0	7,500	3,000		
20	柏原市	1.0	3	1		1.0	17	5		10.0	360	300		3.0	1,900	1,900		
						0.5	6	6		20.0	70	50		6.0	8,500	5,300		
						0.3	9	9										
22	藤井寺(企)	1.5	2	1										6.0	7,400	3,700	背負い式	
22	松原市	1.5	1	0		1.0	25	0		20.0	900	0		6.0	20,000	1,000		
		0.3	6	0														
23	羽曳野市	1.5	1	0		1.0	5	0		20.0	52	10		5.0	19,100	0		
24	富田林市	1.5	3	3						500.0	1	1		6.0	21,750	1,000	背負い式	
		1.2	1	1														
		1.0	1	1														
		0.3	2	2														
25	河内長野市	2.0	3			1.0	2			20.0	153			6.0	16,800			
		1.5	1															
		1.0	2															
26	太子(企)	1.5	1	1										6.0	1,300	400	背負い式	

番号	事業体名	給 水 容 器															
		給水タンク(車載型)				給水タンク(設置型)※組立式/バルーン型含				ポリ容器							
		容量(t)	保有数量	初期応援 可能数	備 考	容量(t)	保有数量	初期応援 可能数	備 考	容量(l)	保有数量	初期応援 可能数	備 考				
		1.0	2	1													
		2.0	1	1						10.0	140	50			6.0	2,100	950 背負い式
27	河南(企)	1.0	1	0													
		0.5	2	0													
28	千早赤阪(企)									18.0	65	0			6.0	660	100 背負い式
29	大阪狭山(企)	0.5	28	28						20.0	46	46			6.0	16,000	16,000 背負い式
30	堺市	1.5	10	0		1.0	10	0							6.0	42,300	
															5.0	23,450	
31	高石市	1.0	1	1		1.0	3	3	組立式						6.0	10,400	10,400
		0.5	1	1											10.0	4,500	4,500
		2.0	1	1	※動力機付	2.0	8	0	黄色ポリタンク 足場アングル必要	20.0	158	30			10.0	11,200	2,200 エのう型
32	泉大津市	1.0	2	0	アルミタンク	1.0	2	0	黄色ポリタンク 足場アングル必要						6.0	33,900	4,000 背負い式
						1.0	10	2	組立式						3.0	2,100	400 まち付取手式
						1.0	16	3	組立式(バルーン型)								
33	忠岡(企)	1.0	1	1											6.0	1,800	400 背負い式
		0.5	3	1		1.0	51	0	全て各避難所に設置	10.0	300	100 おりたため式			6.0	20,900	7,450 内各避難所に6,000枚
34	和泉市	1.0	3	1						10.0	26	10 ポリタンク			10.0	800	400
		2.0	1	0													
35	岸和田市					1.0	2	1	組み立て式						6.0	6,400	1,600
36	貝塚市	2.0	5	1		1.0	4	1	専用袋14	10.0	20	0			10.0	95	0
		1.0	2	0						20.0	10	0			6.0	1,115	0
37	泉佐野市	1.0	2			4.0	5	5	バルーン型	20.0	200	50			5.0	4,400	4,400
		1.5	2	1											6.0	11,200	1,400 背負い式
38	熊取(企)	1.0	1	1		1.0	9	1		20.0	120	10			10.0	2,500	500
															6.0	4,210	0
39	田尻(企)														6.0	840	0 背負い式
40	泉南(企)	2.0	1	1											6.0	7,500	1,000 背負い式
		2.0	1	1						18.0	29	0			10.0	310	0
41	阪南(企)	1.5	1	1											6.0	5,400	0 背負い式
		1.0	1	1													
42	岬(企)									20.0	60	30			6.0	1,460	0 背負い式
43	企業団(用供)	2.0	3	3		2.0	1	0	バルーン						6.0	38,720	27,520 背負い式
						1.3	3	3	組立式								

(3) 機材類

[illegible]

番号	事業体名	機 材																		その他	
		応急給水装置(応急給水栓等)		ろ過器(浄水装置等)		発電機		投光器		鉄管切断機(エンジンカッター)		鉄管切断機(手動式)		融着機		水中ポンプ					
		保有個数	初期応援 可能数	備 考	保有個数	初期応援 可能数	保有個数	初期応援 可能数	保有個数	初期応援 可能数	保有個数	初期応援 可能数	保有個数	初期応援 可能数	保有個数	初期応援 可能数	保有個数	初期応援 可能数			
16	交野市	2	1			2	1	2	1												
17	四條畷(企)	22	22			8	5	2	2	1	1						5				
18	大東市	6	4			2	1	2	1	2	1						4	2			
19	東大阪市	60	20	仮給水栓 (消火栓用) 仮給水栓		10	0	4	0												
		16	5	(4栓式)																	
20	八尾市	13	5			11	4	14	6	2	0	2	0				30	11			
21	柏原市	16	16			2	2	2	2								2	2			
22	藤井寺(企)	2	1			5	2	4	2								2	0			
23	松原市	56	6			6	0	3	0								4	0			
24	羽曳野市	29	0			8	0	32	0	3	0										
25	富田林市	4	4			1	1										1	1			
26	河内長野市	1	1	応急給水栓		8		6													
27	太子(企)	3	0			3	0										3	0			
28	河南(企)	5	1			1	1	2	1								3	0			
29	千早赤阪(企)																1	0			
30	大阪狭山(企)					2	2														
31	堺市	30				1											1				
32	高石市	7	7			1	1	3	3								1	1			
33	泉大津市	27	4	立水栓式 馬蹄形連結 1式		1	0										4	2	5	2 残留塩素測定器	
34	忠岡(企)	2	2														1	0			
35	和泉市	55	25	仮給水スタンド	8	0	7	4	10	0	1	0					2	0			
36	岸和田市	42	10			1	0												1	0 飲料水袋詰機	
37	貝塚市	8	2			9	0	14	0	2	0						5	0	34	0	
38	泉佐野市	6	6		1	0	1	1													
39	熊取(企)	14	6			2	1	2	1	1	0						3	0			
40	田尻(企)					1	0	2	0								2	0			
41	泉南(企)	2	0			2	1														
42	阪南(企)	16	0			1	0										1	0			
43	岬(企)																	2	0		
44	企業団(用供)	9	9			28	21	70	37	1	1						41	0			

4,126	2,323	18,786	290	25,804	2,581	2,516	259	
3,117	10,165	82,216	658	58,679	11,294	11,012	587	
3,059	1,214	9,817	133	11,874	1,349	1,315	119	
2,005	632	5,111	79	7,020	702	685	71	
5,184	8,168	66,067	432	38,518	9,076	8,849	386	
2,812	1,201	9,712	150	13,340	1,334	1,301	134	
0,267	1,593	12,886	199	17,700	1,770	1,726	177	
4,671	2,352	19,018	293	26,123	2,613	2,547	262	
8,527	2,028	16,402	253	22,530	2,253	2,197	226	
4,200	1,800	14,560	224	20,000	2,000	1,950	200	
8,810	990	8,008	124	11,000	1,100	1,073	110	
5,278	2,384	19,276	297	26,478	2,648	2,582	265	
3,718	3,354	27,127	283	25,198	3,727	3,634	252	
8,810	990	8,008	124	11,000	1,100	1,073	110	
8,437	6,234	50,423	259	23,087	6,927	6,753	231	
7,867	1,467	11,864	183	16,296	1,630	1,589	163	
6,630	8,770	70,940	1,092	97,444	9,745	9,501	975	
9,628	1,034	8,356	80	7,124	1,148	1,120	72	
7,628	928	7,505	78	6,918	1,031	1,006	70	
0,929	576	4,653	72	6,391	640	624	64	
8,362	441	3,560	55	4,890	489	477	49	
4,202	1,801	14,561	75	6,667	2,001	1,951	67	
5,691	300	2,423	38	3,328	333	325	34	
432	23	184	3	252	26	25	3	
77	5	33	1	25	5	5	1	
7,427	918	7,420	39	3,397	1,020	994	34	
5,549	293	2,363	37	3,245	325	317	33	
7,634	402	3,250	17	1,488	447	436	15	
7,730	934	7,548	39	3,456	1,037	1,011	35	
590	32	252	4	345	35	34	4	
964	51	411	6	453	57	55	5	
395	21	168	3	180	24	23	2	
6,448	268,257	2,169,725	16,646	1,484,373	298,057	290,606	14,862	
9,235	237,855	1,923,979	–	880,942	264,283	257,676	8,810	
5,683	506,112	4,093,704	16,646	2,365,315	562,340	548,282	23,672	

倉庫等所在地一覧表

令和6年9月1日現在

○精米

事業者等名	倉庫等名	所在地	電話番号	FAX
(株)大阪第一食糧	泉佐野工場	泉佐野市住吉町4-4	072-463-2451	072-463-6674
幸南食糧(株)	本社倉庫	松原市三宅西5-751	072-332-2041	072-336-4158
幸福米穀(株)	本社倉庫	枚方市茄子作南町1312	072-860-1515	072-860-1530
(株)丸三	本社倉庫	東大阪市渋川町 2-4-38	06-6727-8631	06-6720-3894
(株)勝山商店	本社倉庫	富田林市南大伴町 1-5-38	0721-23-2336	0721-24-4098
ライスフレンド(株)	大東流通センター	大東市御領3-7-6	072-871-8207	072-871-9628

○政府所有米穀(玄米)の供給に係る要請の連絡先

担当課名	所在地	電話番号	FAX
農林水産省農産局 農産政策部貿易業 務課契約第1班	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-6744-1354	03-6744-1391

取扱業者(粉乳、乾パン等、精米)

1. 非常災害乳幼児救護用調整粉乳

令和3年1月末現在

委託業者名	所在地	電話番号	確保場所	調整粉乳の品名	確保量	調製粉乳の状態
ビーンスターク・スノー (株) 関西統括支店	吹田市江坂町1-13-48 インタープラネット 江坂ビル8階	06(7670)3033	兵庫県西宮市鳴尾浜 3-7-6 大塚倉庫(株) 大阪支店尼神センター	ビーンスターク ネオミルクすこやか	300g入り 1,320缶 (396kg)	常に賞味期限を6ヶ月以上残しているもの
				ビーンスターク ペプディエット (アレルギー用)	350g入り 96缶 (33.6kg)	常に賞味期限を6ヶ月以上残しているもの
森永乳業(株) 関西支店	大阪市北区堂島 1-1-5 梅田新道ビル6階	06(6345)3636	大東市新田北町 2-43 阪神トランスポート(株) 大阪営業所	森永ドライミルク はぐくみ	300g入り 1,152缶 (345.6kg)	常に賞味期限を6ヶ月以上残しているもの 常に賞味期限を6ヶ月以上残しているもの

2. 乾パン等調達先

(平成26年4月1日現在)

品 名	数 量	調 達 先	所 在 地	備 考
乾パン	9万食 (45,000袋)	三立製菓(株)	大阪市城東区鳴野西4-4-6	1食 125g
パッケージ ビスケット	9万食 (45,000袋)	明治製菓(株)	高槻市朝日町1-10	1食 135g
即席麺	200万食	日清食品(株)	大阪市淀川区西中島4-1-1	
	25万食	明星食品(株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-50-11	
	25万食	ハウス食品(株)	東大阪市御厨栄町1-5-7	
	25万食	サンヨー食品(株)	奈良県大和郡山市 額田部北町944	
	30万食	エースコック(株)	吹田市江坂町1-12-40	
計	305万食			

3. 精米

令和7年2月25日現在

事業者名	所 在 地		電話番号	協定保管 数量(t)
(株)大阪第一食糧	本社	大阪市浪速区湊町 1-4-38 近鉄新難波ビル6階	06-6575-9794	
	泉佐野工場	泉佐野市住吉町 4-4	072-463-2451	208
幸南食糧(株)	本社	松原市三宅西 5-751	072-332-2041	440
	本社倉庫	同上	同上	
幸福米穀(株)	本社	枚方市茄子作南町 1312	072-860-1515	120
(株)丸三	本社	東大阪市洪川町 2-4-38	06-6727-8631	150
	本社倉庫	同上	同上	
(株)勝山商店	本社	富田林市南大伴町 1-5-38	0721-23-2336	8
ライスフレンド(株)	本社	大阪市鶴見区放出東 3-7-3	※津田物産(株) 06-6963-1199	
	大東流通センター	大東市御領 3-7-6	072-871-8207	58
計				984

大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

(趣旨)

第1 この要領は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）（以下「基本要領」という。）及び「災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定」（令和元年11月11日）（以下「精米基本協定」という。）に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が発動された場合における政府所有の米穀、米穀販売事業者所有の精米（以下「災害救助用食料」という。）の緊急引渡について、必要な事項を定める。

(緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

(引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀（精米又は玄米）とする。

(引渡数量)

第4 緊急引渡を行う数量は、次表のとおりとする。

区 分	品目及び数量
被災者供給用	精米1人1食当たり200g 又は 玄米1人1食当たり220g
災害救助 従事者供給用	精米1人1食当たり300g 又は 玄米1人1食当たり330g

(引渡手続)

第5 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

(1) 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

(2) 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀販売事業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀販売事業者がその引渡数量を十分に供給できる場合には(3)、十分に供給できない場合には併せて(4)の手続きを行うものとする。

(3) 米穀販売事業者が十分に供給できる場合

① 知事は、米穀販売事業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という。）を選定し、災害救助用食料（精米）供給要請書（様式第2号）により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀販売事業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

② 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

③ 市町村長は、精米の受領後、速やかに供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）を1部提出する。

④ 市町村長は、災害救助用食料（精米）受領報告書（様式第4号）に災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

(4) 米穀販売事業者が十分に供給できない場合

① 知事は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、政府所有米穀の引渡しに関し電話等により連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書（様式第5号）を提出する。

② 農産局長は、①の要請を受け、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

③ 知事は、農産局長と政府所有主要米穀売買契約書（基本要領様式4-24）により契約を締結する。

④ 農産局長は、③の売買契約の締結後、速やかに受託事業者に対し知事又は知事が指定した者（以下「指定引取人」という。）に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

- ⑤ 知事又は指定引取人は、災害救助用米穀の受領後、速やかに受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と引換えに災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を提出し、必要に応じて米穀販売事業者に対し災害救助用米穀のとう精を要請する。
- ⑥ 市町村長は、災害救助用米穀の受領後、速やかに知事又は指定引取人へ災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を1部提出する。
- ⑦ 指定引取人からの引渡しを受けた市町村長は、災害救助用食料（米穀）受領報告書（様式第7号）に災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

- (1) 市町村長は、農産局長に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。
- (2) 知事は、(1)の連絡を受けた後、1の(2)以降により、災害救助用食料の引渡しの手続を行う。

(買受手続等)

第6 知事は、市町村長が第5の1の(3)及び2により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を速やかに行うものとする。

(代金納付)

第7 知事は、第5の1の(3)及び2による災害救助用食料を受領した場合は、精米基本協定第8条に基づく請求があった日から起算して30日以内に供給業者に、第5の1の(4)による災害救助用食料を受領した場合は、基本要領様式4-24第3条の規定に基づき農産局長に、それぞれ納付するものとする。

附 則

- 1 この要領は平成2年4月1日から施行する。
- 2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領（昭和59年9月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は平成6年8月4日から施行する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要領は平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要領は平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月21日から施行する。

附 則

この要領は令和3年10月27日から施行する。

附 則

この要領は令和6年9月1日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長

災害救助用食料緊急引渡申請書

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施する必要がありますので、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第 5 の 1 に基づき、下記のとおり、災害救助用食料の引渡しを受けたく申請します。

記

1. 災害件名

2. 災害状況

3. 給食期間 年 月 日から 年 月 日まで

4. 申請数量 米穀（精米） k g
（内訳）
別紙のとおり

(別紙)

米穀（精米）

区 分	ア 対象人員	イ 1人当たり 食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当た り給食数量	オ 計 (ウ×エ)	備 考
被災者用		食		0. 2 k g		(対象戸数) (災害救助従事者内訳)
災害救助 従事者用		食		0. 3 k g		
計						

※引渡希望場所

住 所

名 称

(主要道路から現地へのわかりやすい地図を添付すること)

(様式第 2 号)

年 月 日

(米穀販売事業者) 様

大 阪 府 知 事

災害救助用食料（精米）供給要請書

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施するため、災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定第 5 条及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第 5 の 1 に基づき、下記のとおり災害救助用食料の供給を実施していただきたく要請します。

記

1. 引渡市町村

2. 引渡場所

3. 引渡数量 精米 k g

(様式第 3 号)

年 月 日

(米穀販売事業者) 様

市 町 村 長

災害救助用食料（精米）受領書

大阪府災害救助用食料（精米）を下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名

職 名

氏 名

2. 引取場所

3. 受領数量 精米 k g

(様式第 4 号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長

災害救助用食料（精米）受領報告書

大阪府災害救助用食料（精米）を下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

1. 供給業者

2. 引渡場所

3. 引渡数量 精米 k g

4. 添付書類 ・災害救助用食料（精米）受領書（写）
 ・納品書

(様式第 5 号)

第 号
年 月 日

農林水産省農産局長 様

大 阪 府 知 事

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 2 1 年 5 月 2 9 日付け 2 1 総食第 1 1 3 号総合食料局長通知）第 4 章 I 第 1 1 の 1 に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（k g）	引渡希望時期	引 渡 場 所	引 渡 方 法	備 考

（注）備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

(様式第 6 号)

年 月 日

大

阪

府

知

事

指

定

引

取

人

受

託

事

業

体

様

(いずれかを記入)

大

阪

府

知

事

市

町

村

長

指

定

引

取

人

災害救助用食料（米穀）受領書

災害救助用食料（米穀）を下記のとおり受領しました。

記

1. （大阪府・市町村・指定引取人）引取責任者

所属部課名※

職 名※

氏 名

※指定引取人が受領する際は記入しない。

2. 引取場所

3. 受領数量

精米

k g

玄米

k g

(様式第7号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長

災害救助用食料（米穀）受領報告書

災害救助用食料（米穀）を下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

1. 引渡業者

2. 引渡場所

3. 引渡数量	精米	k g
	玄米	k g

4. 添付書類

- ・災害救助用食料（米穀）受領書（写）
- ・納品書